

## 規則

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第八十二号

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則

(喫煙可能室設置の承諾)

第一条 埼玉県受動喫煙防止条例（令和二年埼玉県条例第十七号。以下「条例」という。）第七条第二項第二号の承諾は、様式第一号の承諾書により行うものとする。

(承諾を得る場合)

第二条 条例第七条第二項第二号ニの規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号の規則で定める承諾は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める承諾とする。

- 一 管理権原者が同一である既存特定飲食提供施設間において従業員がその勤務先を異にする異動により、喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設に勤務することとなる場合 当該従業員の喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設で勤務することについての書面による承諾
- 二 その他知事が必要と認める場合 知事が必要と認めることについての書面による承諾

(喫煙可能室の設置の届出等)

第三条 条例第九条第一項の規定による届出は、様式第二号の喫煙可能室設置届出書を提出して行うものとする。

2 条例第九条第二項の規定による報告（次条第二項第二号において単に「報告」という。）は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号及び第二号に掲げる営業に係るものに限る。）に係る申請書を提出する際に様式第三号の喫煙可能室設置報告書を提出して行うものとする。

(書類の保存)

第四条 条例第十条に規定する条例第七条第二項に該当することを証明する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 従業員を雇用していない場合 従業員への賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）の支払いがないことを示す書類として知事が定める書類

二 従業員を雇用している場合 様式第一号の承諾書（次項第二号において単に「承諾書」という。）

2 前項に定める書類の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 従業員を雇用していない場合 新たに従業員を雇用するまでの間

二 従業員を雇用している場合 喫煙可能室を設置している間。ただし、条例第

七条第二項第二号イ、ロ及びニの承諾に係る承諾書については、当該承諾書を得た直後の報告までの間とし、同号ハの承諾に係る承諾書については、当該承諾に係る報告の直後の報告までの間とする。

（身分証明書）

第五条 条例第十三条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

承 諾 書

（管理権原者）

様

私は、埼玉県受動喫煙防止条例第2条第5号の喫煙可能室を設置した同条第2号の既存特定飲食提供施設で勤務することを承諾します。

既存特定 飲食提供 施設	名 称	
	所在地	

年 月 日

住 所

氏 名

喫煙可能室設置届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	
	名 称	
	郵便番号	
	所 在 地	
	電話番号	
従業員に 係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。	

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号イの承諾をいう。

喫煙可能室設置報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

報告者の住所

氏名

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	
	名 称	
	郵便番号	
	所 在 地	
	電話番号	
従業員に 係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。	

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号ハの承諾をいう。

（表 面）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 名 氏 名
	上記の者は、埼玉県受動喫煙防止条例 第13条第2項の規定により立入検査等 をする職員であることを証明する。
年 月 日	埼玉県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

8 cm

12  
cm

埼玉県受動喫煙防止条例（抜粋）

（立入検査等）

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対し、当該既存特定飲食提供施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該既存特定飲食提供施設に立ち入り、当該既存特定飲食提供施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者